

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 7 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	42	事業名	義務教育学校整備事業（校舎の新增築）（双葉町）	事業番号	(1)-14-1						
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）							
総交付対象事業費	(59,420)（千円） 243,392（千円）		全体事業費	(59,420)（千円） 243,392（千円）							
帰還環境整備に関する目標											
本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産が喪失し、避難指示が一部解除された現在も多数の町民が避難を余儀なくされ、双葉町(自宅)へ帰還するまでの避難生活は長期化している。 町民の帰還を含め居住人口増加の促進に資する事業やその環境整備は、現状においても喫緊の課題であり、町ではこれまでも帰還環境を整備し、町役場新庁舎での業務や、災害公営住宅への居住が開始されている。 「双葉町復興まちづくり計画(第三次)」(令和 4 年 6 月改定)の中では、一人でも多くの町民や地元事業者の方々に帰還していただく、新しい移住希望者や町外の民間事業者の参入が進むように、双葉町への帰還に向けた町内における生活環境の復旧・整備やコミュニティ形成、町内の住民と避難先にお住まいの方とのつながりの維持を全力で進める方針としております。町への移住・定住を希望する人呼び込むためには、「町民が安心して教育を受けられる環境」の整備や、町外者等の移住人口を獲得するための「子どもが集まってくるような外に開かれた教育」環境の整備が必要不可欠である。											
事業概要											
幼小中の接続教育の場として位置づける。双葉中学校旧敷地を計画地として、幼小中一貫教育を実現するための義務教育学校(小中 9 年間)を新設し住民が安心して教育を受けられる環境を確保し、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進等を図る。											
当面の事業概要											
【令和 7 年度】 <table><tr><td>・実地測量・地質調査の実施、基本設計</td><td>59,420 千円</td></tr><tr><td>・実施設計</td><td>183,972 千円</td></tr><tr><td colspan="2">合計：243,392 千円（単年度）</td></tr></table>						・実地測量・地質調査の実施、基本設計	59,420 千円	・実施設計	183,972 千円	合計：243,392 千円（単年度）	
・実地測量・地質調査の実施、基本設計	59,420 千円										
・実施設計	183,972 千円										
合計：243,392 千円（単年度）											
地域の帰還環境整備との関係											
双葉駅周辺の復興拠点においては、役場庁舎、災害公営住宅が既に整備されており、今後、商業施設なども整備される予定である。駅 1km 圏内かつ高台にある双葉中学校旧敷地を計画地として教育施設の整備を行うことによって、若い世代を中心に帰還・移住・定住を判断する際の検討材料となる子育て環境の整備を進めたい。											
関連する事業の概要											
【義務教育学校整備事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】				単年度（R7 年度）							
【義務教育学校整備事業（屋外環境）（双葉町）】				単年度（R7 年度）							
【義務教育学校整備効果促進事業（校舎の新增築）（双葉町）】				単年度（R7 年度）							
【義務教育学校整備効果促進事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】				単年度（R7 年度）							
【義務教育学校整備効果促進事業（屋外環境）（双葉町）】				単年度（R7 年度）							
【認定こども園整備効果促進事業（双葉町）】				単年度（R7 年度）							
【義務教育学校整備事業（給食施設の新増築）（双葉町）】				単年度（R7 年度）							
【義務教育学校整備効果促進事業（給食施設の新増築）（双葉町）】				単年度（R7 年度）							

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 7 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	43	事業名	義務教育学校整備事業(屋内運動場の新增築)(双葉町)	事業番号	(1)-14-2
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体(直接/間接)	福島県双葉町(直接)	
総交付対象事業費	(26,186)(千円) 108,317(千円)		全体事業費	(26,186)(千円) 108,317(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産が喪失し、避難指示が一部解除された現在も多数の町民が避難を余儀なくされ、双葉町(自宅)へ帰還するまでの避難生活は長期化している。 町民の帰還を含め居住人口増加の促進に資する事業やその環境整備は、現状においても喫緊の課題であり、町ではこれまでも帰還環境を整備し、町役場新庁舎での業務や、災害公営住宅への居住が開始されている。 「双葉町復興まちづくり計画(第三次)」(令和 4 年 6 月改定)の中では、一人でも多くの町民や地元事業者の方々に帰還していただく、新しい移住希望者や町外の民間事業者の参入が進むように、双葉町への帰還に向けた町内における生活環境の復旧・整備やコミュニティ形成、町内の住民と避難先にお住まいの方とのつながりの維持を全力で進める方針としております。町への移住・定住を希望する人呼び込むためには、「町民が安心して教育を受けられる環境」の整備や、町外者等の移住人口を獲得するための「子どもが集まってくるような外に開かれた教育」環境の整備が必要不可欠である。					
事業概要					
幼小中の接続教育の場として位置づける。双葉中学校旧敷地を計画地として、幼小中一貫教育を実現するための義務教育学校(小中 9 年間)を新設し住民が安心して教育を受けられる環境を確保し、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進等を図る。					
当面の事業概要					
【令和 7 年度】 ・実地測量・地質調査の実施、基本設計 26,186 千円 ・実施設計 82,131 千円 合計：108,317 千円(単年度)					
地域の帰還環境整備との関係					
双葉駅周辺の復興拠点においては、役場庁舎、災害公営住宅が既に整備されており、今後、商業施設なども整備される予定である。駅 1km 圏内かつ高台にある双葉中学校旧敷地を計画地として教育施設の整備を行うことによって、若い世代を中心に帰還・移住・定住を判断する際の検討材料となる子育て環境の整備を進めたい。					
関連する事業の概要					
【義務教育学校整備事業(校舎の新增築)(双葉町)】				単年度(R7 年度)	
【義務教育学校整備事業(屋外環境)(双葉町)】				単年度(R7 年度)	
【義務教育学校整備効果促進事業(校舎の新增築)(双葉町)】				単年度(R7 年度)	
【義務教育学校整備効果促進事業(屋内運動場の新增築)(双葉町)】				単年度(R7 年度)	
【義務教育学校整備効果促進事業(屋外環境)(双葉町)】				単年度(R7 年度)	
【認定こども園整備効果促進事業(双葉町)】				単年度(R7 年度)	
【義務教育学校整備事業(給食施設の新增築)(双葉町)】				単年度(R7 年度)	
【義務教育学校整備効果促進事業(給食施設の新增築)(双葉町)】				単年度(R7 年度)	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 7 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	45	事業名	義務教育学校整備効果促進事業（校舎の新增築）（双葉町）	事業番号	◆(1)-14-1-1
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(31,400)（千円） 60,478（千円）		全体事業費	(31,400)（千円） 60,478（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産が喪失し、避難指示が一部解除された現在も多数の町民が避難を余儀なくされ、双葉町（自宅）へ帰還するまでの避難生活は長期化している。 町民の帰還を含め居住人口増加の促進に資する事業やその環境整備は、現状においても喫緊の課題であり、町ではこれまでも帰還環境を整備し、町役場新庁舎での業務や、災害公営住宅への居住が開始されている。 「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」（令和 4 年 6 月改定）の中では、一人でも多くの町民や地元事業者の方々に帰還していただく、新しい移住希望者や町外の民間事業者の参入が進むように、双葉町への帰還に向けた町内における生活環境の復旧・整備やコミュニティ形成、町内の住民と避難先にお住まいの方とのつながりの維持を全力で進める方針としております。町への移住・定住を希望する人を呼び込むためには、「町民が安心して教育を受けられる環境」の整備や、町外者等の移住人口を獲得するための「子どもが集まってくるような外に開かれた教育」環境の整備が必要不可欠である。					
事業概要					
幼小中の接続教育の場として位置づける。双葉中学校旧敷地を計画地として、幼小中一貫教育を実現するための義務教育学校（小中 9 年間）を新設し住民が安心して教育を受けられる環境を確保し、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進等を図る。					
当面の事業概要					
【令和 7 年度】					
・発注者支援業務等				31,400 千円	
・発注者支援業務等				29,078 千円	
				合計：	60,478 千円（単年度）
地域の帰還環境整備との関係					
双葉駅周辺の復興拠点においては、役場庁舎、災害公営住宅が既に整備されており、今後、商業施設なども整備される予定である。駅 1km 圏内かつ高台にある双葉中学校旧敷地を計画地として教育施設の整備を行うことによって、若い世代を中心に帰還・移住・定住を判断する際の検討材料となる子育て環境の整備を進めたい。					
関連する事業の概要					
【義務教育学校整備事業（校舎の新增築）（双葉町）】				単年度（R7 年度）	
【義務教育学校整備事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】				単年度（R7 年度）	
【義務教育学校整備事業（屋外環境）（双葉町）】				単年度（R7 年度）	
【義務教育学校整備効果促進事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】				単年度（R7 年度）	
【義務教育学校整備効果促進事業（屋外環境）（双葉町）】				単年度（R7 年度）	
【認定こども園整備効果促進事業（双葉町）】				単年度（R7 年度）	
【義務教育学校整備事業（給食施設の新增築）（双葉町）】				単年度（R7 年度）	

【義務教育学校整備効果促進事業（給食施設の新增築）（双葉町）】	単年度（R7 年度）
---------------------------------	------------

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(1)-14-1
事業名	義務教育学校整備事業（校舎の新增築）（双葉町）
交付団体	双葉町
基幹事業との関連性	
義務教育学校整備事業（校舎の新增築）のための実施設計に関わる発注者支援業務であり、基幹事業である校舎の新增築の本体工事を円滑に進められることが期待される。さらに、工期の短縮を目指し、双葉町の帰還・移住を加速させる。	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 7 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	46	事業名	義務教育学校整備効果促進事業(屋内運動場の新增築) (双葉町)		事業番号	◆(1)-14-2-1
交付団体		福島県双葉町		事業実施主体(直接/間接)	福島県双葉町(直接)	
総交付対象事業費		(13,838)(千円) 26,820(千円)		全体事業費	(13,838)(千円) 26,820(千円)	
帰還環境整備に関する目標						
本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産が喪失し、避難指示が一部解除された現在も多数の町民が避難を余儀なくされ、双葉町(自宅)へ帰還するまでの避難生活は長期化している。 町民の帰還を含め居住人口増加の促進に資する事業やその環境整備は、現状においても喫緊の課題であり、町ではこれまでも帰還環境を整備し、町役場新庁舎での業務や、災害公営住宅への居住が開始されている。 「双葉町復興まちづくり計画(第三次)」(令和 4 年 6 月改定)の中では、一人でも多くの町民や地元事業者の方々に帰還していただく、新しい移住希望者や町外の民間事業者の参入が進むように、双葉町への帰還に向けた町内における生活環境の復旧・整備やコミュニティ形成、町内の住民と避難先にお住まいの方とのつながりの維持を全力で進める方針としております。町への移住・定住を希望する人を呼び込むためには、「町民が安心して教育を受けられる環境」の整備や、町外者等の移住人口を獲得するための「子どもが集まってくるような外に開かれた教育」環境の整備が必要不可欠である。						
事業概要						
幼小中の接続教育の場として位置づける。双葉中学校旧敷地を計画地として、幼小中一貫教育を実現するための義務教育学校(小中 9 年間)を新設し住民が安心して教育を受けられる環境を確保し、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進等を図る。						
当面の事業概要						
【令和 7 年度】						
・発注者支援業務等 13,838 千円						
・発注者支援業務等 12,982 千円						
合計： 26,820 千円(単年度)						
地域の帰還環境整備との関係						
双葉駅周辺の復興拠点においては、役場庁舎、災害公営住宅が既に整備されており、今後、商業施設なども整備される予定である。駅 1km 圏内かつ高台にある双葉中学校旧敷地を計画地として教育施設の整備を行うことによって、若い世代を中心に帰還・移住・定住を判断する際の検討材料となる子育て環境の整備を進めたい。						
関連する事業の概要						
【義務教育学校整備事業(校舎の新增築)(双葉町)】 単年度(R7 年度)						
【義務教育学校整備事業(屋内運動場の新增築)(双葉町)】 単年度(R7 年度)						
【義務教育学校整備事業(屋外環境)(双葉町)】 単年度(R7 年度)						
【義務教育学校整備効果促進事業(校舎の新增築)(双葉町)】 単年度(R7 年度)						
【義務教育学校整備効果促進事業(屋外環境)(双葉町)】 単年度(R7 年度)						
【認定こども園整備効果促進事業(双葉町)】 単年度(R7 年度)						
【義務教育学校整備事業(給食施設の新增築)(双葉町)】 単年度(R7 年度)						

【義務教育学校整備効果促進事業（給食施設の新增築）（双葉町）】	単年度（R7 年度）
---------------------------------	------------

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(1)-14-2
事業名	義務教育学校整備事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）
交付団体	双葉町
基幹事業との関連性	
義務教育学校整備事業（屋内運動場の新增築）のための実施設計に関わる発注者支援業務であり、基幹事業である校舎の新增築の本体工事を円滑に進められることが期待される。さらに、工期の短縮を目指し、双葉町の帰還・移住を加速させる。	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 7 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	48	事業名	認定こども園整備効果促進事業（双葉町）	事業番号	◆4-39-1-1
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(30,920)（千円） 87,986（千円）		全体事業費	(30,920)（千円） 87,986（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産が喪失し、避難指示が一部解除された現在も多数の町民が避難を余儀なくされ、双葉町(自宅)へ帰還するまでの避難生活は長期化している。 町民の帰還を含め居住人口増加の促進に資する事業やその環境整備は、現状においても喫緊の課題であり、町ではこれまでも帰還環境を整備し、町役場新庁舎での業務や、災害公営住宅への居住が開始されている。 「双葉町復興まちづくり計画(第三次)」(令和 4 年 6 月改定)の中では、一人でも多くの町民や地元事業者の方々に帰還していただく、新しい移住希望者や町外の民間事業者の参入が進むように、双葉町への帰還に向けた町内における生活環境の復旧・整備やコミュニティ形成、町内の住民と避難先にお住まいの方とのつながりの維持を全力で進める方針としております。町への移住・定住を希望する人呼び込むためには、「町民が安心して教育を受けられる環境」の整備や、町外者等の移住人口を獲得するための「子どもが集まってくるような外に開かれた教育」環境の整備が必要不可欠である。					
事業概要					
幼小中の接続教育の場として位置づける。双葉中学校旧敷地を計画地として、幼小中一貫教育を実現するための義務教育学校(小中 9 年間)を設置し、同施設内に既存の幼稚園から移行した認定こども園及び学童保育クラブを併設させることで、子育て機能の複合化・多機能化を図り、住民が安心して保育・教育を受けられる環境を確保し、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進等を図る。					
当面の事業概要					
【令和 7 年度】(認定こども園及び学童保育クラブ部分) ・ 実地測量・地質調査の実施、基本設計・外構、発注者支援等業務 30,920 千円 ・ 実施設計、発注者支援(建築計画指導、監督員補助・公共単価置き換え積算)等業務 57,066 千円 合計： 87,986 千円 (単年度)					
地域の帰還環境整備との関係					
双葉駅周辺の復興拠点においては、役場庁舎、災害公営住宅が既に整備されており、今後、商業施設なども整備される予定である。駅 1km 圏内かつ高台にある双葉中学校旧敷地を計画地として教育施設及び、新設の幼保連携型認定こども園、学童保育クラブの整備を行うことによって、地域の子育て支援拠点として子育て関連施設の複合化・多機能化を図る基盤整備を進め、若い世代を中心に帰還・移住・定住を判断する際の検討材料となる子育て環境の整備を進めたい。 なお、新設の幼保連携型認定こども園、学童保育クラブは、既存の町立幼稚園の人材やノウハウ等を活かす予定である。					
関連する事業の概要					
【義務教育学校整備事業（校舎の新增築）（双葉町）】				単年度（R7 年度）	
【義務教育学校整備事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】				単年度（R7 年度）	
【義務教育学校整備事業（屋外環境）（双葉町）】				単年度（R7 年度）	

【義務教育学校整備事業効果促進事業（校舎の新增築）（双葉町）】	単年度（R7 年度）
【義務教育学校整備事業効果促進事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】	単年度（R7 年度）
【義務教育学校整備事業効果促進事業（屋外環境）（双葉町）】	単年度（R7 年度）
【義務教育学校整備事業（給食施設の新增築）（双葉町）】	単年度（R7 年度）
【義務教育学校整備効果促進事業（給食施設の新增築）（双葉町）】	単年度（R7 年度）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(4)-39-1（令和 8 年 9 月から実施予定）
事業名	認定こども園整備事業（双葉町）
交付団体	双葉町
基幹事業との関連性	
基幹事業である認定こども園及び学童保育クラブの建物の新增築の本体工事を進めるうえで前提となる事業であることから、事前に効果促進事業として本事業を進め、次年度に本体工事を実施することとなった。 また、令和 8 年度以降の外構整備等の工事や発注者支援等業務については、基幹事業とあわせて整備することで施設の利便性やより良い子育て環境の醸成における相乗効果が見込まれ、かつ事業を円滑に進められることが期待される。さらに、工期の短縮を目指し、双葉町の帰還・移住を加速させる。	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 7 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	49	事業名	義務教育学校整備事業（給食施設の新增築）（双葉町）	事業番号	(1)-15-2
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(0)（千円） 7,885（千円）		全体事業費	(0)（千円） 7,885（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産が喪失し、避難指示が一部解除された現在も多数の町民が避難を余儀なくされ、双葉町(自宅)へ帰還するまでの避難生活は長期化している。 町民の帰還を含め居住人口増加の促進に資する事業やその環境整備は、現状においても喫緊の課題であり、町ではこれまでも帰還環境を整備し、町役場新庁舎での業務や、災害公営住宅への居住が開始されている。 「双葉町復興まちづくり計画(第三次)」(令和 4 年 6 月改定)の中では、一人でも多くの町民や地元事業者の方々に帰還していただく、新しい移住希望者や町外の民間事業者の参入が進むように、双葉町への帰還に向けた町内における生活環境の復旧・整備やコミュニティ形成、町内の住民と避難先にお住まいの方とのつながりの維持を全力で進める方針としております。町への移住・定住を希望する人呼び込むためには、「町民が安心して教育を受けられる環境」の整備や、町外者等の移住人口を獲得するための「子どもが集まってくるような外に開かれた教育」環境の整備が必要不可欠である。					
事業概要					
幼小中の接続教育の場として位置づける。双葉中学校旧敷地を計画地として、幼小中一貫教育を実現するための義務教育学校(小中 9 年間)を新設し住民が安心して教育を受けられる環境を確保し、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進等を図る。					
当面の事業概要					
【令和 7 年度】 ・実施設計（交付対象面積） 7,885 千円 合計： 7,885 千円（単年度）					
地域の帰還環境整備との関係					
双葉駅周辺の復興拠点においては、役場庁舎、災害公営住宅が既に整備されており、今後、商業施設なども整備される予定である。駅 1km 圏内かつ高台にある双葉中学校旧敷地を計画地として教育施設の整備を行うことによって、若い世代を中心に帰還・移住・定住を判断する際の検討材料となる子育て環境の整備を進めたい。					
関連する事業の概要					
【義務教育学校整備事業（校舎の新增築）（双葉町）】				単年度（R7 年度）	
【義務教育学校整備事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】				単年度（R7 年度）	
【義務教育学校整備事業（屋外環境）（双葉町）】				単年度（R7 年度）	
【義務教育学校整備効果促進事業（校舎の新增築）（双葉町）】				単年度（R7 年度）	
【義務教育学校整備効果促進事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】				単年度（R7 年度）	
【義務教育学校整備効果促進事業（屋外環境）（双葉町）】				単年度（R7 年度）	
【認定こども園整備効果促進事業（双葉町）】				単年度（R7 年度）	
【義務教育学校整備効果促進事業（給食施設の新增築）（双葉町）】				単年度（R7 年度）	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 7 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	50	事業名	義務教育学校整備効果促進事業（給食施設の新增築） （双葉町）		事業番号	◆(1)-15-2-1
交付団体		福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(0)（千円） 7,333（千円）		全体事業費	(0)（千円） 7,333（千円）	
帰還環境整備に関する目標						
本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産が喪失し、避難指示が一部解除された現在も多数の町民が避難を余儀なくされ、双葉町(自宅)へ帰還するまでの避難生活は長期化している。 町民の帰還を含め居住人口増加の促進に資する事業やその環境整備は、現状においても喫緊の課題であり、町ではこれまでも帰還環境を整備し、町役場新庁舎での業務や、災害公営住宅への居住が開始されている。 「双葉町復興まちづくり計画(第三次)」(令和 4 年 6 月改定)の中では、一人でも多くの町民や地元事業者の方々に帰還していただく、新しい移住希望者や町外の民間事業者の参入が進むように、双葉町への帰還に向けた町内における生活環境の復旧・整備やコミュニティ形成、町内の住民と避難先にお住まいの方とのつながりの維持を全力で進める方針としております。町への移住・定住を希望する人を呼び込むためには、「町民が安心して教育を受けられる環境」の整備や、町外者等の移住人口を獲得するための「子どもが集まってくるような外に開かれた教育」環境の整備が必要不可欠である。						
事業概要						
幼小中の接続教育の場として位置づける。双葉中学校旧敷地を計画地として、幼小中一貫教育を実現するための義務教育学校(小中 9 年間)を新設し住民が安心して教育を受けられる環境を確保し、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進等を図る。						
当面の事業概要						
【令和 7 年度】						
・発注者支援業務等委託費 2,077 千円						
・実施設計（交付対象面積以外） 5,256 千円						
合計： 7,333 千円（単年度）						
地域の帰還環境整備との関係						
双葉駅周辺の復興拠点においては、役場庁舎、災害公営住宅が既に整備されており、今後、商業施設なども整備される予定である。駅 1km 圏内かつ高台にある双葉中学校旧敷地を計画地として教育施設の整備を行うことによって、若い世代を中心に帰還・移住・定住を判断する際の検討材料となる子育て環境の整備を進めたい。						
関連する事業の概要						
【義務教育学校整備事業（校舎の新增築）（双葉町）】 単年度（R7 年度）						
【義務教育学校整備事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】 単年度（R7 年度）						
【義務教育学校整備事業（屋外環境）（双葉町）】 単年度（R7 年度）						
【義務教育学校整備効果促進事業（校舎の新增築）（双葉町）】 単年度（R7 年度）						
【義務教育学校整備効果促進事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】 単年度（R7 年度）						
【義務教育学校整備効果促進事業（屋外環境）（双葉町）】 単年度（R7 年度）						
【認定こども園整備効果促進事業（双葉町）】 単年度（R7 年度）						

【義務教育学校整備事業（給食施設の新增築）（双葉町）】	単年度（R7 年度）
-----------------------------	------------

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(1)-15-2
事業名	義務教育学校整備事業（給食施設）（双葉町）
交付団体	双葉町
基幹事業との関連性	
義務教育学校整備事業（給食施設）のための実施設計（交付対象面積分以外）と実施設計に関わる発注者支援業務であり、基幹事業と一体的な事業であり、設計を円滑に進められることが期待される。さらに、工期の短縮を目指し、双葉町の帰還・移住を加速させる。	